

ゴミを燃やしてはいけません！！

野焼き(野外焼却)は 原則禁止されています！



野焼きとは・・・

- ・野焼き(野外焼却)とは、適法な焼却設備を用いず野外で廃棄物を焼却する行為です。
- ・ドラム缶、ブロック積み、穴を掘っての焼却は、焼却炉とは認められません
- ・ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康に悪影響を与える恐れがあるばかりではなく、煙や悪臭などにより近所の迷惑になる場合があります。

平成13年4月から

一部の適用除外を除き禁止されています。
罰則も規定されています。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)



～適用除外の一覧～

- (1)国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例)例. 河川敷の草焼き等
- (2)震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
災害等の応急対策、火災予防訓練
- (3)風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例)どんど焼き. 正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事
- (4)農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例)農業者が行う稲わらなどの焼却、林業者が行う伐採した枝条などの焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却など。
- (5)たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
(例)たき火、キャンプファイアーなど。

適用除外だからといって・・・

適用除外に該当する場合でもむやみに焼却してよいのではなく、周辺から苦情が生じる事がないように、風向き・燃やす量・時間帯などにくれぐれも注意して、必要最小限にとどめるようにして下さい。

【問い合わせ先】

大月市役所 市民課 生活環境担当 電話 0554-23-8023